入　札　説　明　書

件　名　日本スポーツ振興センターＮＴＣイースト アーチェリー場改修工事

令和８年１１月１６日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

入　札　説　明　書

日本スポーツ振興センターＮＴＣイースト アーチェリー場改修工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公　告　日　　令和８年１１月１６日

２　分任契約担当役
独立行政法人日本スポーツ振興センター　財務部長　永井　勉

３　担当部署
〒160－0013 東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号
独立行政法人日本スポーツ振興センター　財務部調達管財課
ＴＥＬ：０３－５４１０－９１４０
※受付時間は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（１２月２８日から１月３日まで）を除く毎日、9時００分～１７時００分まで(ただし、１２時００分～１３時００分は除く。)。

４　工事概要等
（１）工 事 名　　日本スポーツ振興センターＮＴＣイースト アーチェリー場改修工事
（２）工事場所　　東京都北区西が丘三丁目１２番２２号
（３）工事内容　　別冊設計図書及び別冊現場説明書等のとおり
（４）工　　期　　契約締結日の翌営業日から令和９年３月３１日まで。
（５）本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/）の電子入札のシステムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。
なお、電子入札システムにより難い者は、分任契約担当役に紙入札方式参加承諾願（別記様式７）を提出し、承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
（６）本工事は、週休２日促進工事である（詳細は現場説明書による。）。
（７）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、現場説明書によることとする。

５　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たす単体有資格者（以下、「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている経常建設共同企業体であること。
（１）独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成１５年度規程第４９号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第２条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成１３年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより格付けした令和７、８年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記２の等級)が建具工事でＡ又はＢ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）平成２３年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、次に示す施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。

・鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の施設における建具工事の施工を含む新営又は改修工事で施工面積が 1,500 ㎡以上のもの。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち１者が上記の施工実績を有すること。

（５）単体又は経常建設共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

なお、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

また、本工事の契約締結後、設計変更する必要が生じた場合において、変更後の請負金額が建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当することとなった場合、配置予定技術者が本工事に専任しなければならないこととなるので留意すること。

①　２級建築施工施工管理技士（仕上げ）の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建築施工管理技士

・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成２３年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記（４）に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、１者の主任技術者が上記の工事経験を有していれば良い。

③　配置予定の主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、申請時の日以前に３か月以上の雇用関係があることを確認できる資料を必ず添付すること。

（６）経常建設共同企業体の場合の上記（５）②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記（５）①に定める国家資格を有する主任技術者を配置できること。

（７）申請書提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成 15 年度細則第 35 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）記４に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

（９）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親

会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ｉ）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

（ⅳ）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他５（８）①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県又は山梨県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が存在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに「誓約書」に誓約できる者であること。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものする。

② 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

（ア） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（イ）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

（ウ）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（エ）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

③　「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(12) 建設業法施行規則第１８条の２に定める経営事項審査を受審していること。

6　設計業務等の受託者等

（１）記５（８）の「記４に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)」とは、次に掲げる者である。

・株式会社空間デザイン

（２）記５（８）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

①　資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

（ア）子会社等と親会社等の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、（ア）については、会社等の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

（ア）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他記６（２）①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

7　競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は、上記５に掲げる競争参加資格を証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、分任契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記５（２）に掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も、開札の時において

上記５（１）及び（３）から（１２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記５（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間

令和８年１１月１７日から令和８年１２月１日までの土曜日、日曜日、祝日、年末年始（１２月２８日から1月３日まで）を除く毎日、９時００分から１７時００分まで（ただし、１２時００分から１３時００分を除く。最終日の１２月１日は１２時００分まで。）。

② 提出場所

上記３に同じ。

③ 提出方法

申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）により提出するものとし、電送（ファクシミリ、電子メール）によるものは受け付けない。

なお､紙入札の場合には申請書及び資料を書類で提出するとともに､書類とは別に、マイクロソフト社のワード、エクセルにより作成したファイル若しくはＰＤＦファイルをＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒに保存し、提出すること。

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

（２）申請書は、別記様式１により作成し、資料として、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成１３年１月６日文部科学大臣決定）により建具工事に係る令和７・８年度の等級の認定を受けた通知書（「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」）の写しを添付すること。

（３）資料は次に従い作成すること。

① 施工実績

上記５（４）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式２に記載すること。

② 配置予定の技術者

上記５（５）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式３に記載するとともに、根拠資料及び免許証の写し等を添付すること。配置する技術者の役職が図面等で読み取ることができない場合は、会社による証明書を添付すること。別記様式２の工事実績と同じものについては、根拠資料を省略することができる。記載する同種工事の実績の件数は１件でよい。また、併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し。）、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料（健康保険資格確認書の写（被保険者等の記号・番号にマスキングを施すこと）、監理技術者資格者証の写、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書の写等）を提出すること。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることができる。ただし、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては､「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格

等に関する細則」（平成１５年度細則第３５号）（以下「資格等細則」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

③　契約書等の写し

①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験として記載した工事に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されている場合は、ＣＯＲＩＮＳの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、①の同種の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成２３年度以降にかつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事の完成・引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

④　経営事項審査

経営事項審査の総合評定値通知書の写しを添付すること。

（４）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和８年１２月４日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書類）により通知する。

（５）その他

①　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　提出された申請書及び資料は、提出者に無断で競争参加資格の確認等本入札執行の目的以外に使用しない。

③　提出された申請書及び資料は返却しない。

④　提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は種々の事情からやむを得ないものとして承認された場合の外は、認めない。

⑤　資料等の提出書類は、マイクロソフト社のワード、エクセルにより作成したファイル若しくはＰＤＦファイルにより添付することとし、添付資料は、３つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み取りＰＤＦファイルにするか、本文に貼り付けること。ファイルは電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記７（１）①の期間内に、上記３まで郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）又は持参するものとし、電送（電子メール等）によるものは受け付けない。この場合においても別記様式（別紙を含む。）については、書類とは別に、マイクロソフト社のワード、エクセルにより作成したファイル若しくはＰＤＦファイルをＣＤ－Ｒ１枚に保存し、提出すること。郵送、託送又は持参で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。

・郵送、託送又は持参とする旨
・郵送、託送又は持参とする書類の目録
・郵送、託送又は持参する書類の頁数
・発送又は持参予定年月日

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

⑥　電子入札システムにより送信した資料等を郵送、託送又は持参した場合は、原則として電子入札システムにより送信した資料等のみ受領することとし、これを受け取らない。

⑦　申請書及び資料に関する問い合わせ先は上記３と同じ。

８　質疑応答

（１）この入札説明書における説明等に対する質問がある場合は、次に従い、書面（別記様式４）により提出すること。

①　提出期間　令和８年１１月１７日から令和８年１２月２日までの土曜日、日曜日、祝日、年末年始（１２月２８日から１月３日まで）を除く毎日、９時００分から１７時００分まで（ただし、１２時００分から１３時００分を除く。最終日の１２月２日は、１２時００分まで。）。

②　提出方法　書面を持参又は郵送することにより提出するとともに、別記様式４の電子データ（Excel ファイル）を keiyaku@jpnsport.go.jp 宛に送信すること。電送のみ（電子入札システム、ＦＡＸ及び電子メール等）によるものは受け付けない。なお、郵送する場合は、①の提出期限までに必着のこと。

（２）（１）の質問に対する回答内容は次のとおり独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ／入札・公募情報／調達情報(https://www.jpnsport.go.jp/procurement/bidding.html)等により閲覧に供する。

期間：令和８年１２月７日から令和８年１２月１６日までの土曜日、日曜日、祝日、年末年始（１２月２８日から１月３日まで）を除く毎日、９時００分から１７時００分まで（ただし、１２時００分から１３時００分を除く。）。

９　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、分任契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①　提出期限：令和８年１２月１１日１７時００分

②　提出先：上記３に同じ。

③　提出方法：書面を持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

（２）分任契約担当役は、説明を求められたときは、令和８年１２月１８日までに説明を求めた者に対し書類により回答する。

１０　入札の日時、場所及び入札書の提出方法

（１）入札書は以下の期間に電子入札システムにより提出すること。

①　期間：令和８年１２月１５日９時００分から令和８年１２月１６日１２時００分まで。

ただし、分任契約担当役の承諾を得た紙による入札参加者は、別記様式５の入札書を持参すること。郵送等又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。

この場合の提出場所は、上記３に同じとする。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）紙による入札参加者において代理人が入札する場合は、入札時までに委任状（代理人の場合は別記様式６－１、復代理人の場合は６－２）を提出しなければならない。

（４）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

（５）紙による入札参加者は、下記１１の工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒に

入れて、表封筒及び中封筒に各々封をして提出すること。また、表封筒及び中封筒の封皮には、【開札日時、件名、商号又は名称等】を必ず記載すること。

（６）紙による入札参加者は、分任契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

１１　工事費内訳書の提出

（１）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。電子入札システムにおいて入札を行う場合には、入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送信すること。

（２）工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにするとともに、公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき、直接工事費、共通仮設費、現場管理費（別表１参照）、一般管理費（別表２参照）に区分して作成することとし、直接工事費のうち材料費、直接工事費のうち労務費、現場管理費のうち建退共制度の掛金、工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額、工事原価のうち安全衛生経費も明示すること。

また、工費費内訳書には、商号又は名称等並びに住所及び工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。

・Microsoft Excel

・ＰＤＦファイル

なお、ファイル容量は電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく添付できない場合は、上記３まで郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）又は持参するものとする。

（３）入札参加者は工事費内訳書を提出しなければならず、提出された工事費内訳書については、分任契約担当役（その補助者を含む。）が説明をもとめることがある。

また、工事費内訳書が別表３の各号に該当する場合については、競争加入者心得第２３（１２）に該当する入札として､原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

（４）入札後、落札者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

（５）工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（６）提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

１２　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約に応じない場合は、落札価格に対し１００分の５の率を乗じた額を違約金として徴収する。

（２）契約保証金

納付する（有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、保険会社との間に分任契約担当役を被保険者とする公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１００分の１０以上とする。

１３　開札の日時及び場所

開札は、以下の日時及び場所において電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行う。

①　日時：令和８年１２月１７日１０時３０分

②　場所：東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号

独立行政法人日本スポーツ振興センター外苑事務所　開札室（電子入札システム）

第１回目の開札において落札者が決定しなかった場合には直ちに再度入札を行うので、入札参加者は、開札の際、電子入札システムに対面していること。第２回目以降の再入札を指定の時間までに行わなかった場合は、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

また、紙による入札参加者は、開札時に立ち会うこと。なお、紙による入札参加者が第１回目の開札に立ち会わないときでも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から３０分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

１４　入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料等に虚偽の記載を行った者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において指名停止措置を受けている者等上記５に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

１５　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

１６　契約金額（落札価格）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

１７　配置予定の技術者の確認

落札者は、上記７（１）の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。落札決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむをえないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を変更する場合は、上記５（５）（６）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

１８　契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

１９　支払条件

請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて２回以内に支払うものとする。

２０　工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

２１　再苦情申立て

分任契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記９（２）の回答を受けた翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日、年末年始（１２月２８日から１月３日まで）を除く。）以内に書面により分任契約担当役に対して再苦情の申立てを行うことができる。

（１）提出期間

令和８年１２月２１日から令和９年１月５日まで

当該書面は持参、郵便等により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

（２）提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記３に同じ。

２２　その他

（１）契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（２）手続における交渉の有無　無

（３）当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

（４）関連情報を入手するための照会窓口　上記３と同じ。

（５）競争加入者等は、本入札説明書、別冊設計図書、別冊現場説明書及び別冊契約書案（以下「入札説明書等」という。）を熟読し、別冊競争加入者心得を遵守すること。

（６）別冊書類（誓約書（暴力団排除））を熟読し、競争参加資格申請時に提出すること。

（７）申請書及び資料等に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。

（８）競争加入者等が本件調達に関して要した費用については、すべて競争加入者等の負担とする。

（９）入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

（10）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、資格等細則に基づく指名停止を行うものとする。

（11）本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。

（12）落札となるべき同じ価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。

（13）落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

（14）本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。

（15）障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、下記のとおりとする。

①　システム操作・接続確認等の問合せ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク

電話：０５７０－００１１８４

② ＩＣカードの不具合等発生の問合せ先
取得しているＩＣカードの認証機関

(16) 請負代金額の前払いは「公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前金払及び中間前金払について」(令和７年３月３１日付け６文科会第１６６４号会計課長通知）に基づき実施するため、契約金額が３００万円未満の場合には、前払金を請求することは出来ない。

別表１

公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

現場管理費の内容

項目	内容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、ＯＡ機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

別表２

公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

一般管理費等の内容

項目	内容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課 保険料火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表３

原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする工事費内訳書

１　未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)　内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)　内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)　他の工事の内訳書である場合
	(4)　白紙である場合
	(5)　内訳書が特定できない場合
	(6)　他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)　内訳書の記載が全くない場合
	(2)　入札説明書に指示された事項を満たしていない場合
３　添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)　他の工事の内訳書が添付されていた場合
４　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)　発注者名に誤りがある場合
	(2)　発注案件名に誤りがある場合
	(3)　提出業者名に誤りがある場合
	(4)　内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
５　その他未提出又は不備がある場合	